

札幌市子どもの権利委員会について

1 設置根拠

札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例

「市は、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証するため、札幌市子どもの権利委員会を置きます。」(第47条第1項)

2 役割

「権利委員会は、前条第1項の推進計画について意見を述べるほか、市長その他の執行機関の諮問に応じ、又は必要があるときは自らの判断で、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について、調査し、審議します。」(第47条第2項)

第8期権利委員会における具体的な審議事項は、子どもの権利の保障状況の調査・審議(各年度の取組状況報告についての審議)を予定。

3 委員構成(第8期)

「権利委員会は、15人以内の委員で組織します。」(第47条第3項)

「委員は、人権、福祉、教育等の子どもにかかわる分野において学識経験のある者及び15歳以上の子どもを含む市民のうちから市長が委嘱します。」(第47条第4項)

| | |
|-------------------|----|
| ・ 学識経験者 | 3名 |
| ・ 人権専門家(弁護士) | 1名 |
| ・ 学校関係者 | 2名 |
| ・ PTA関係者 | 1名 |
| ・ 児童福祉関係者(児童養護施設) | 1名 |
| ・ 地域関係者(民生委員児童委員) | 1名 |
| ・ 公募委員(大人) | 3名 |
| ・ 公募委員(子ども) | 3名 |

4 委員の任期

2年

5 委員会の実施状況等

(1) 開催方法

- ・ 会場：子ども未来局会議室等
- ・ 日時：平日の18時～2時間程度(各委員の日程を事前確認の上、決定)
- ・ 原則として公開(個人情報を含む場合などは、非公開の決定も可)
- ・ 会議録は、事前確認を経てホームページ上で公開(A委員、B委員等の表記)

(2) 第7期の審議内容(令和5年7月～令和7年6月 計7回)

- 「第4次子どもの権利に関する推進計画」について審議
- 子どもの権利の保障状況の調査・審議
 - ・ 各年度の取組状況報告について審議
- 「第2次札幌市子どもの貧困対策計画」について審議
- 札幌市誰もががつながり合う共生のまちづくり条例の制定検討等について